5．手続等
⑴　担当部局　〒100―8918 東京都千代田区霞が関２―１―３　国土交通省航空局予算・管財室契約係　電話03―5253―8111（内線48655）ＦＡＸ03―5253―1656
⑵　説明書の交付期間、場所及び方法　平成29年６月２日から平成29年６月22日まで
場所：⑴に同じ。
⑶　参加意思確認書の提出期限、場所及び方法　平成29年６月23日17：00
場所：⑴に同じ。持参、郵送（書留郵便に限る。）または電送（事前に担当部局へ連絡を入れること）すること。
6．その他
⑴　手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　関連情報を入手するための照会窓口　5．⑴に同じ。
⑶　平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）における「役務の提供等」に係わる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない場合も、５．⑶により参加意思確認書を提出することができるが、一般入札に移行した後、入札参加を希望する場合には開札時までに公告等級に適合した資格等級の格付けがなされていなければならない。詳細は公募説明書による。
7．Summary
⑴　Subject matter of contract: Adjustment in the FlightData Management System (FDMS), 1 set.
⑵　Time-limit to express interests: 17:00 23 June 2017
⑶　Contract point for documentation relating to the proposal: Shimpei Ono, Contract section, Budget and Property Administration Office, Infrastructure, Transport and Tourism, 2―1―3 Kasumigaseki Chiyoda-ku Tokyo 100―8918 Japan. TEL 03―5253―8111 (Ext. 48655)
⑷　Name of administrator in charge of the contract and division which he or she belongs: Yoshinobu Satoh, Director-General of the Civil Aviation Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism.

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２９年（フ）第１０１８号
横浜市西区平沼１丁目19番13―202号
債務者　加藤　和広
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩佐　理絵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月25日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２１１号
兵庫県尼崎市三反田町２丁目17番22―205号
債務者　岸本　照男
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　靖子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年８月31日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第２３０号
兵庫県尼崎市昭和通６丁目203番地の１　藤和ハイタウン1008号
債務者　塩見　恵介
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中谷　文恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年８月24日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第３９６号
京都市伏見区深草大亀谷西久宝寺町41番地
債務者　大村歯科医院こと　大村　桂
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中筋　斉子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年８月９日午後１時15分
5　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１０４３号
横浜市神奈川区七島町116番地４　フレグランスオノ307号
債務者　郡司つかさ
1　決定年月日時　平成29年５月19日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　猪本　芳子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月31日午前11時50分
5　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１７０号
熊本市北区龍田４丁目30番31―201号　シゲタビル201
債務者　有水　知子
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　好郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年８月３日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２２号
鹿児島県南九州市知覧町東別府19613番地
債務者　池田　昌裕
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　正込健一朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年８月14日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２９年（フ）第７０号
茨城県水戸市吉沢町218番地の３
債務者　新堂　卓美
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小沼　典彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年８月23日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第１０１号
茨城県水戸市八幡町11番52号
債務者　樫村　瞳
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武藤英一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年８月23日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第６８９号
名古屋市中川区一色新町３丁目912番地　パームスプリングス502号
債務者　甲斐　信博
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　康仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年８月29日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１５０号
愛知県豊田市保見ケ丘５丁目１番地１　公団142―919号
債務者　菊本　千夏
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松山　剛久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年８月29日午後２時35分
5　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第４０５号
京都市西京区嵐山茶尻町25番地の４
債務者　エヌ・エス・ケーこと　中田　茂
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松原　祐紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年８月30日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係